

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：法学委員会ファミリー・バイオレンス分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	法学委員会
2	委員の構成	15人以内の会員および連携会員。
3	設置目的	<p>わが国では、配偶者間暴力には「配偶者間暴力防止法」(DV法)、(家庭内の)児童虐待には「児童福祉法」「児童虐待防止法」がそれぞれ対応している。前者は「配偶者暴力相談支援センター」の被害配偶者の支援—地方裁判所の加害配偶者に対する保護命令の発布、後者は「児童相談所」による児童の保護措置—家庭裁判所の措置承認という、それぞれ別個のシステムによって構成されている。このようなシステムが十分機能しているか、更なる暴力・虐待の防止に有効か、被害者の保護と自立の支援が十分なされているか、等々多くの問題があることは、問題に携わる人たちの認識しているところである。他方では、両システムが分離されたことによって、DV家庭における児童の保護、監護権の帰属が円滑に行い得ない状況がある。そこでは、多くの場合児童虐待も存在するのである。</p> <p>この分科会は、Family Violence (家庭内暴力) への対応という観点から、intimate な関係における二つの類型の暴力への対応の在り方を長期的に検討しようとするものである。</p>
4	審議事項	<p>1. 暴力防止と被害者支援の諸問題。</p> <p>2. Family Violence の法的対応の在り方。</p> <p>3. DV被害者の保護と児童。</p>
5	設置期間	<p>期限設置 年 月 日～ 年 月 日</p> <p><input type="checkbox"/> 常設</p>
6	備考	他の委員会との連携も考慮する必要がある。